議案第２０号

守谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２５年守谷市条例第４号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
２０号	1

守谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２５年守谷市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第９条第２項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第４４条第６項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第１０条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第１１条第２項第２号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第９１条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第３２条第１項中「重要事項」の次に「（次項及び第３項において単に「重要事項」という。）」を加え，同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め，同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第４０条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同項第６号中「規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第７号とし，同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第６号とし，同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第５号とし，同項第３号中「規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第４号とし，同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）第４２条第１０号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第４２条第１４号中「第１２号」を「第１４号」に改め，同号を同条第１６号とし，同条中第１０号から第１３号までを２号ずつ繰り下げ，第９号の次に

次の２号を加える。

（１０）指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（１１）前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第４４条第６項の表中「，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第４５条第１項ただし書を次のように改める。

ただし，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

第５３条に次の１項を加える。

３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第６２条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第６２条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第６４条第２項第３号から第８号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第７２条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第７９条ただし書中「これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第８３条中第３項を第８項とし，第２項を第７項とし，第１項の次に次の５項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（１）利用者の病状が急変した場合等において，医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

（２）当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において，診療を行う体制を常時確保していること。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，１年に１回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては，当該第２種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第８５条第２項第２号から第７号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第８６条中「及び第６１条」を「，第６１条及び第６２条第２項」に改める。

第９１条第１項中「（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，令和６年４月１日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第２条　この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は，この条例による改正後の守谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第３２条第３項の適用については，同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第３条　この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は，改正後の条例第５３条第３項の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第４条　この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間は，改正後の条例第６２条の２の規定の中「しなければ」とあるのは，「するよう努めなければ」とする。

提案理由（議案第２０号）

提案理由を申し上げます。

本案は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が介護報酬に係る見直しに併せて改正され、地域密着型介護予防サービスにおける管理者の兼務範囲の明確化や身体的拘束等の適正化の推進等について、守谷市においても国の基準と同様の取扱いを可能とするため所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
２０号	6

守谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（管理者） 第６条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は＿＿＿＿＿＿＿＿他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　（略） （利用定員等） 第９条　（略） ２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。），指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。），指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。），指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介	（管理者） 第６条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　（略） （利用定員等） 第９条　（略） ２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。），指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。），指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。），指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介

参考資料

護予防サービスをいう。），指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第４４条第７項及び第７０条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。	護予防サービスをいう。），指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第４４条第６項において同じ。）の運営（第４４条第７項及び第７０条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者）	（管理者）
第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，若しくは他の事業所，施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，及び他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。	第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，若しくは同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

２　（略） （内容及び手続の説明及び同意） 第１１条　（略） ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第５項で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項について，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，当該文書を交付したものとみなす。 （１）（略） （２）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第９１条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３から６まで　（略） （掲示）	２　（略） （内容及び手続の説明及び同意） 第１１条　（略） ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第５項で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項について，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，当該文書を交付したものとみなす。 （１）（略） （２）磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３から６まで　（略） （掲示）

第３２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（次項及び第３項において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	第３２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	（新設）
（記録の整備）	（記録の整備）
第４０条　（略）	第４０条　（略）
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）（略）	（１）（略）
（２）第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	（２）第２１条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）第４２条第１０号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	（新設）
（４）第２４条にの規定による市への通知に係る記録	（３）第２４条に規定する　　市への通知に係る記録
（５）第３６条第２項の規定による苦情の内容等の記録	（４）第３６条第２項に規定する　苦情の内容等の記録
（６）第３７条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（５）第３７条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（７）前条第２項にの規定による報告，評価，要望，助言等の記録	（６）前条第２項に規定する　　報告，評価，要望，助言等の記録
（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）	（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）
第４２条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は，第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。	第４２条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は，第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。
（１）から（９）まで（略）	（１）から（９）まで（略）
（１０）指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	（新設）
（１１）前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急	（新設）

やむを得ない理由を記録しなければならない。	
（１２）（略）	（１０）（略）
（１３）（略）	（１１）（略）
（１４）（略）	（１２）（略）
（１５）（略）	（１３）（略）
（１６）第１号から第１４号までの規定は，前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。	（１４）第１号から第１２号までの規定は，前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。
（従業者の員数等）	（従業者の員数等）
第４４条　（略）	第４４条　（略）
２から５まで　（略）	２から５まで　（略）
６　次の表の左欄に掲げる場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	６　次の表の左欄に掲げる場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
【別記１　参照】	【別記１　参照】
７から１３まで　（略）	７から１３まで　（略）
（管理者）	（管理者）
第４５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ	第４５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ

ばならない。ただし，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

ばならない。ただし，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第４７条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。），指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行って

	いる場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）
第５３条　（略）	第５３条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。	（新設）
（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
（３）介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）	（新設）
第６２条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事	

業者は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（記録の整備） 第６４条　（略） ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。 （１）及び（２）（略） （３）次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 （４）第５３条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （５）次条において準用する第２４条の規定による市への通知に係る記録 （６）次条において準用する第３６条第２項の規定による苦情の内容等の記録	（記録の整備） 第６４条　（略） ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。 （１）及び（２）（略） （３）次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （４）第５３条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （５）次条において準用する第２４条に規定する市への通知に係る記録 （６）次条において準用する第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録

（７）次条において準用する第３７条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（８）次条において準用する第３９条第２項の規定による報告，評価，要望，助言等の記録

（管理者）

第７２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は＿＿＿＿＿＿＿他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

２及び３　（略）

（管理者による管理）

第７９条　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿当該共同生活

（７）次条において準用する第３７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（８）次条において準用する第３９条第２項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

（管理者）

第７２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

２及び３　（略）

（管理者による管理）

第７９条　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活

住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。 （協力医療機関等） 第８３条　（略） ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 （１）利用者の病状が急変した場合等において，医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 （２）当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において，診療を行う体制を常時確保していること。 ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，１年に１回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感	住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。 （協力医療機関等） 第８３条　（略） （新設） （新設） （新設）

染症，同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。	
５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては，当該第２種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（新設）
６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	（新設）
７　（略）	２　（略）
８　（略）	３　（略）
（記録の整備）	（記録の整備）
第８５条　（略）	第８５条　（略）
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）（略）	（１）（略）

（２）第７６条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）第７８条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）次条において準用する第２４条の規定による市への通知に係る記録

（５）次条において準用する第３６条第２項の規定による苦情の内容等の記録

（６）次条において準用する第３７条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（７）次条において準用する第３９条第２項の規定による報告，評価，要望，助言等の記録

（準用）

第８６条　第１１条，第１２条，第１４条，第１５条，第２３条，第２４条，第２６条，第２８条の２，第３１条から第３４条まで，第３６条から第３９条まで（第３７条第４項及び第３９条第５項を除く。），第５６条，第５９条，第６１条及び第６２条第２項の規定は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第

（２）第７６条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）第７８条第２項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）次条において準用する第２４条に規定する　市への通知に係る記録

（５）次条において準用する第３６条第２項に規定する　苦情の内容等の記録

（６）次条において準用する第３７条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（７）次条において準用する第３９条第２項に規定する　報告，評価，要望，助言等の記録

（準用）

第８６条　第１１条，第１２条，第１４条，第１５条，第２３条，第２４条，第２６条，第２８条の２，第３１条から第３４条まで，第３６条から第３９条まで（第３７条第４項及び第３９条第５項を除く。），第５６条，第５９条及び第６１条　　の規定は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第

２８条の２第２項，第３１条第２項第１号及び第３号，第３２条第１項並びに第３７条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と，第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，第５６条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第５９条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第９１条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１４条第１項（第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）及び第７６条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該

２８条の２第２項，第３１条第２項第１号及び第３号，第３２条第１項並びに第３７条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と，第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「６月」とあるのは「２月」と，第５６条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第５９条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第９１条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１４条第１項（第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）及び第７６条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該

書面に係る電磁的記録＿＿により行うことができる。 ２　（略）	書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　（略）

【別記１】

改　　正

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設 又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

現　　行

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号	介護職員

	に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） 又は介護医療院	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師